

窓口電子申告端末運用指針

1. 概要及び目的

輸出申告又は輸入申告を書面により行おうとする者に電子手続の機会を提供し、もって、電子手続の利用を促進することを目的として、税関官署の窓口で輸出入・港湾関連情報処理システム（以下「NACCS」という。）とインターネットを経由して接続する端末（以下「窓口電子申告端末」という。）を設置し、来署者が窓口電子申告端末からNACCSを利用した輸出申告及び輸入申告を行うことを可能とする。

2. 設置官署

設置官署は、別に定めるものとする。

3. 利用対象者

税関の窓口において自ら書面による輸出入申告を行う者とする。

4. 対象貨物

窓口電子申告端末を利用して申告することができる貨物は、端末設置官署の管轄内に所在するシステム参加保税地域に搬入された貨物であって、貨物情報が登録されている貨物とする。

ただし、端末設置官署の管轄外に所在する貨物を申告することについて、予め関税局業務課と協議し、当該貨物に係る申告を行うことを認められた場合についてはこの限りでない。

なお、システム不参加保税地域に搬入されているなどの理由により、貨物情報が登録されていない貨物についても、利用者が貨物情報の登録を行う場合は使用を認めて差し支えない。

5. 対象業務

対象業務は、以下の業務とする。

- ① 輸入（納税）申告に係る業務（輸入申告のみ可能）
- ② 修正申告
- ③ 輸出申告に係る業務（輸出申告及び積戻申告のみ可能）
- ④ 貨物情報登録業務（貨物情報登録業務は、申告貨物の搬入先がシステム不参加保税蔵置場の場合など、利用者が貨物情報の登録を行う際に利用）
- ⑤ 添付書類等の登録に係る業務（輸出入申告、修正申告に係る添付書類

等を PDF ファイル等の電磁的記録により提出する場合に利用)

6. 利用申込書

利用者は、「窓口電子申告端末利用規約」(別添 1) の内容に同意したうえで、端末設置官署の窓口に用意された「窓口電子申告端末利用申込書」(別添 2) を、利用の都度作成し、端末設置部門の職員に提出すること。

7. 本人確認

窓口電子申告端末設置部門の職員は、利用者から本人確認書類(個人の場合は運転免許証やパスポート等、法人の場合は登記事項証明書、社員証や法人番号指定通知書等)の提示を求め、利用申込書に記載された輸出者又は輸入者(法人の場合は社員等)であることを確認する。

また、窓口電子申告端末を利用して輸出入申告が行われた際は、輸出申告控の輸出者、輸入申告控又は修正申告控の輸入者と、利用申込書に記載された輸出者又は輸入者が一致することを確認する。

確認時において、輸出申告控の輸出者、輸入申告控又は修正申告控の輸入者と、利用申込書の利用者の名称が異なる場合は、申告撤回のうえ再申告させることとする。なお、住所又は電話番号が異なる場合については、申告内容の訂正を求めるものとする。

8. NACCSへの参加及び税関発給コードの取得の態様

継続的な利用者に対しては、NACCSへの参加及び税関発給コード(法人番号を保有する法人を除く。)を取得するよう懇諭するものとする。